別表

別表の適用に関する通則

1　選択時の条件にプラス条件（[+]を付して記載する条件をいう。）の記載がある項目については、プラス条件を満たす場合は、選択レベルよりもレベルを上げることができる。
2　選択時の条件にマイナス条件（[−]を付して記載する条件をいう。）の記載がある項目については、マイナス条件を満たす場合は、選択レベルよりもレベルを下げることができる。
3　プラス条件の記載があってマイナス条件の記載がない項目については、選択レベルより低いレベル（ベンダーによる提案事項を除く。）を選択することはできない。
4　選択時の条件にプラス条件及びマイナス条件の両方の記載がない項目については、自治体の規模、自治体における業務の性質、リスク受容方針等に応じて、柔軟にレベルを選択することができる。
5　レベルの選択に係る判断が困難な場合等は、選択レベルの範囲内に相当することを前提として、ベンダーに提案を求めることができるものとし、その場合は「＊」のレベルを選択する。
6　レベルのうち網掛けしているものについては、選択することができない。
7　備考における注意事項については、地方公共団体情報システム機構「非機能要求グレード（地方公共団体版）利用ガイド」におけるレベル調整時の留意点に係る内容も併せて参照するものとする。
8　クラウド調達時の扱いの〇印は、クラウドの対象と成り得る項目であることを示す。△印は、クラウドの対象となる場合がある項目であることを示す。なお、これらの項目でクラウド調達に必要な項目を網羅するものではない。
9　[+][−]条件の〇印は、レベルの変更に条件がある項目であることを示す。

項番	大項目	中項目	メトリクス（指標）	メトリクス説明	クラウド調達時の扱い	選択レベル		選択時の条件	[+][−]条件	レベル								備考
										−	＊	0	1	2	3	4	5	
C.1.2.2	運用・保守性	通常運用	外部データの利用可否	外部データによりシステムのデータが復旧可能かどうか確認するための項目。 外部データとは、当該システムの範囲外に存在する情報システムの保有するデータを指す（例：住民基本4情報については、住基ネットの情報がある等）。	〇	2	0	全データを復旧するためのバックアップ方式を検討しなければならないことを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部データによりシステムの全データが復旧可能	外部データによりシステムの一部のデータが復旧可能	システムの復旧に外部データを利用できない				【注意事項】 外部データによりシステムのデータが復旧可能な場合、システムにおいてバックアップ設計を行う必要性が減るため、検討の優先度やレベルを下げて考えることができる。 外部に同じデータを持つ情報システムが存在するため、本システムに障害が発生した際には、そちらから抽出したデータによって情報システムを復旧できるような場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げることが考えられる。
C.2.3.5	運用・保守性	保守運用	OS等パッチ適用タイミング	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊急性の高いものは速やかに適用する。	〇	4	0	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチを適用するのが一般的と想定。 [−]外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が少ない場合（リスクの確認がとれている場合）。 [+]外部と接続することがある等の理由で緊急対応の必要性が高い場合（リスクの確認がとれている場合）。	〇	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う	【注意事項】 リリースされるパッチの種類（個別パッチ／集合パッチ）によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること（E.4.3.4）。 また、マイナンバー利用事務系のOSについては最新のパッチを速やかに適用すること。 なお、パッチを適用する際には事前検証を実施した上で速やかに適用することが望ましい。 【外部とは】 インターネットに接続した環境又は閉域環境の条件を満たさない環境。閉域環境とは「L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限をしている環境」を指す。
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 （例） ・情報セキュリティに関する法令 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・その他のガイドライン ・その他のルール	〇	1	定期保守時に実施	セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り					【注意事項】 規程やルール、法令、ガイドライン等を確認し、それらに従い、セキュリティに関する非機能要求項目のレベルを決定する必要がある。